

未成年のみなさんへのお願いです!!



SNS被害にあわないための 3つの約束

その1

SNSで知り合った相手と
直接会わない

その2

個人情報は教えない

その3

自分の恥ずかしい写真
などは送らない

SNSなどを通じて知り合った人から犯罪被害を受けたり、悪いことに誘われて非行に走ってしまう子どもたちが後を絶ちません。SNSを利用するときは、3つの約束を守って安全に利用しましょう。



SNSで知り合った人は、実際にはどんな人か分からないので、会うのはとても危険な行為なんだ。

SNSで知り合った人と直接会って被害にあう事件や、裸の画像データを送らせる被害の事件が多く発生しているから注意してね!!

重要!!

フィルタリングの設定は大切なこと

スマートフォンなどを利用する上で、有害な情報から自分の身を守り、安全に使用するためには、フィルタリングの設定が大切です。フィルタリングをしっかりと設定しましょう。

家庭でルールを作り、ちゃんと守りましょう

スマートフォンなどを使う場合は、家庭内でルールを決めましょう。そして、**決めたルール**はしっかりと守りましょう。

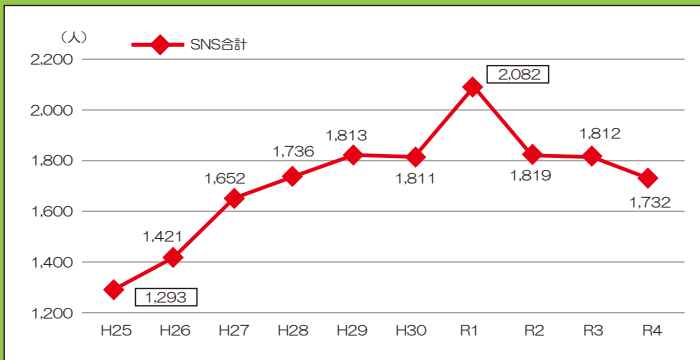
保護者の皆様は、裏面もよく見てください!!

保護者の皆様へ

SNSに関連する事件は、県内でも多発しています。3つの約束の他にも、**フィルタリングの設定や、家庭でルールを作り、そのルールを子供がしっかりと守ることが、被害の未然防止につながります。**

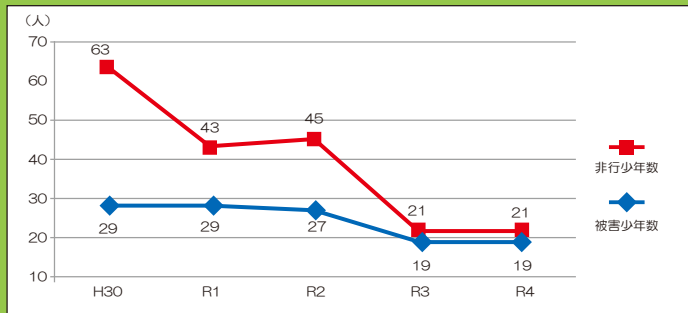
SNSに起因する事犯の被害児童数（全国）

※ 各年（1月～12月）ごとの推移
※ 「児童」とは、18歳に満たない者をいう。



SNSに起因する福祉犯の被害少年とインターネット利用の非行少年数（熊本県）

※ 各年（1月～12月）ごとの推移
※ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。
※ 統計数値については、県外居住の少年を含む。



※ 引用元 熊本県警察ホームページ

有害情報から子供を守るのは保護者の義務です。

熊本県少年保護育成条例では、

保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない旨が規定されています。

携帯電話販売店等に対しては、契約者や使用者が少年の場合、フィルタリングサービスの必要性や内容を説明し、設定することが法令により義務付けられています。

家庭でルールを作る場合の一例を紹介します。

- 知らない人とやり取りをしない
- ネットで知り合った人と会わない
- 午後〇時以降は使わない
- 会員登録や課金は保護者に相談する
- 個人情報を書き込まない
- 人の悪口を書き込まない
- 恥ずかしい写真を撮らない、送らない、送らせない など

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。（熊本県警察ホームページ）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/>



QRコードからも接続することができます。

熊本県少年保護育成条例のお問い合わせ先

〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294